

3 教育委員会への報告

(1) 報告の内容

ア 学校評価シートによる報告

学校評価の結果の教育委員会への報告は、学校評価シート（12ページ参照）によって行います。このシートは、学校評価の各段階で、学校が継続的に活用するものですが、次の内容が位置付けられていることから学校の経営状況等を総合的に把握することができ、報告を受けた教育委員会がⅢ-3-(2)に示す役割を果たす上で有効な情報となります。

学校評価シートに記載されている内容

- ・学校の自己評価結果（評価、評価の分析、改善策）
- ・学校関係者評価の結果（評価結果や評価の理由等に関するコメント）
- ・学校関係者評価に対する学校の見解やその後の改善の方向性

イ 関係資料の添付

学校が、学校評価シートをもって学校評価の状況を報告する際、その内容を補足する関係資料を添付することも、学校評価の状況をより具体的に報告する上で重要です。

また、学校評価シートの他に、今後、学校が保護者や市民等へ公表しようとする内容についても、同時に提出することで、学校は、学校評価結果の公表の内容等について、教育委員会から指導・助言を受けることができます。

関係資料の例としては、学校だより、校長通信、学校の自己評価や学校関係者評価に関するデータ、児童・生徒による授業評価の結果、保護者からのアンケート結果等が考えられます。

(2) 教育委員会の役割

ア 各学校の状況の把握

教育委員会は、学校評価に関する報告をもとに、各学校の自己評価結果、学校関係者評価の結果を確認するとともに、当該年度の学校の運営状況や、学校評価の結果にもとづく各学校の今後の学校運営の改善の方向性や具体策等を把握します。

イ 学校評価結果の活用

教育委員会では、前記アにおいて把握した各学校の状況から、各学校の学校運営上の課題を明確にすることが必要です。その上で、それぞれの課題に応じて、学校運営の改善、教育活動の充実を図るための指導・助言を行い、各学校における取組みを支援していくことが求められます。

また、各学校における学校評価の進め方等についての指導・助言を行うことを通して、全ての学校がPDCAサイクルに即した組織的な学校評価が行えるようにしていくことが重要です。

ウ 教育委員会の各施策の実施状況等の把握

教育委員会は、学校評価の結果から、教育委員会が実施している各施策が学校においてどのように実施され、具現化されているかについて把握することが必要です。その上で、教育委員会の各施策の改善・充実を図るとともに、学校に対する支援体制の構築や予算措置等の改善・充実に活用することも重要です。

その際、各学校における学校評価と、教育委員会が自ら行う施策の実施状況等の評価とを

関連させることが効果的です。

エ 学校関係者評価委員会委員への研修等の実施

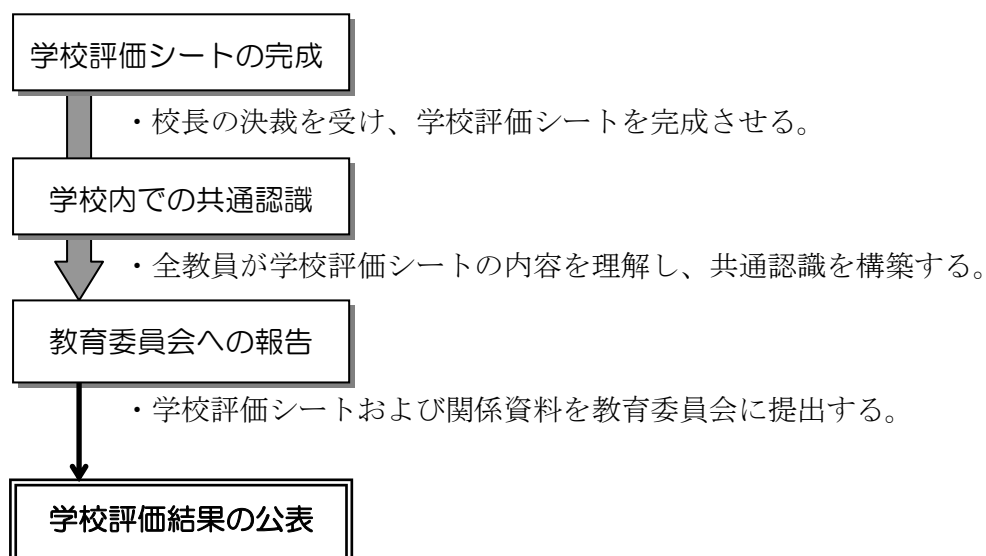
教育委員会は、各学校における学校関係者評価の実施状況を確認し、評価にあたっての課題等を把握することが重要です。これらの課題を解決したり、学校関係者評価委員が自らの役割を正しくとらえて評価に参加できるようにしたりすることを目的とし、必要に応じて学校関係者評価委員会委員を対象とした研修を実施することも考えられます。このような取り組みを行うことで、学校関係者評価の質の向上を図ることが期待できます。

(3) 報告の手順

各学校が、学校評価の結果を教育委員会に報告する際は、次のような手順を基本とします。学校評価結果を教育委員会に報告したり、公表を行ったりする以前に、その内容について、校内の全教員に周知し、共通認識をもっておくことが重要です。

報告にあたっては、校長の指示のもと、副校長が内容を十分に精査しておくことが大切です。

<報告の手順>



4 学校評価の結果の公表

(1) 公表の目的

学校評価の結果の公表は、次の3点を目的として行います。

- ア 学校評価の結果を示し、学校運営の状況について説明し、保護者、地域関係者、市民の理解を深める。
- イ 学校評価の結果にもとづいて学校が行うその後の改善の方針等について明確に示し、保護者、地域関係者、市民の理解を深めるとともに、学校の教育活動の充実に向け、協力が得られるようにする。
- ウ よりよい学校づくりに向け、PDCAサイクルに即して組織的に学校運営の改善に努める学校の取組みを保護者、地域関係者、市民等に示す。

(2) 公表の内容

学校評価シートによる公表

学校評価の公表は、「学校評価シート」によって行います。

このシートに記載されている学校の自己評価の結果、学校関係者評価の結果、学校関係者評価の結果にもとづく学校の見解と今後の方向性が、全て公表の対象となります。

関係資料の公表

学校評価シートの内容を補足したり、保護者、地域関係者、市民等の理解を一層深めたりするために、関係資料を公表することも効果的です。その際には、学校評価の結果を、より具体的に示すことができる内容を十分に精査した上で公表することが大切です。

(3) 公表の方法

学校評価の結果の公表は、次に示すア、イの2点によって行います。

ア 学校経営説明会（仮称）等における公表

各学校においては、平成21年度より、保護者等を対象として、年に2回の「学校経営説明会（仮称）」を実施することとなります。この機会をとらえ、次ページの例に示す内容を参考に、学校評価シートを活用して、学校評価の状況等を保護者等に説明します。

イ ホームページによる公表

各学校は、学校評価シートを自校のホームページに掲載します。また、教育委員会と協議の上、関係資料を同時に公表することも考えられます。

その他の方法による公表

これまでも、保護者アンケートの結果や学校の自己評価の結果について、「学校便り」「校長通信」等の書面をもって公表してきた学校が多く見られます。

これらの方法は、学校評価の結果をより早く、各家庭等に個別に周知することができることから、効果的な方法です。全ての保護者等が学校経営説明会に参加したり、ホームページを閲覧したりするとは考えにくいことから、これまでのように各種の「便り」等を活用し、積極的に公表を行うよう、手立てを工夫することが必要です。

また、学校は、様々な機会をとらえて学校評価シート、関係資料を活用した説明を行い、学校の取組みについて広く周知する姿勢が重要です。

学校経営説明会（仮称）における公表の例

学校経営説明会（仮称） … 学校が保護者等を対象に、年度当初に学校経営方針や教育活動の重点等を説明するとともに、年度末には一年間の教育活動の状況をはじめ、学校経営方針の実現状況等について説明する取組み。

<年度当初の学校経営説明会では>

- ・ 前年度の学校評価の結果の概要について、前年度の学校評価シートをもとに説明する。
- ・ 前年度の学校評価の結果を踏まえた当該年度の学校経営の重点や改善点等について説明する。その際、当該年度の評価シートの項目を参加者に示し、学校経営の重点事項等について説明する。
- ・ 当該年度の評価の項目、評価の方法、年間のスケジュール等を説明し、理解や協力を得る。その際、保護者アンケートの実施、児童・生徒の授業評価の実施にも触れ、学校評価と保護者、児童・生徒等のかかわりを示す。
- ・ 年間スケジュールの説明に当たっては、保護者アンケートの時期、自己評価の時期、結果を公表する時期等を含め、学校評価の年間の見通しを示す。

<年度末の学校経営説明会では>

- ・ 完成した学校評価シートを保護者等に示し、学校経営の重点についての1年間の取組み、自己評価の結果、学校関係者評価の結果、学校関係者評価を受けての学校の方針（コメント）を説明する。
- ・ 評価結果の客観性を高めるために、保護者アンケートの結果、児童・生徒の授業評価の結果等、関係資料を用いた説明も効果的である。
- ・ 学校からの説明の後、質疑を受けることは、評価の根拠や学校の取組み、学校の方針等をより具体的に説明することにつながり、保護者等の一層の理解を深め、その後の学校の方針に賛同を得るとともに、教育活動への協力を得る上で効果的である。

IV 今後の学校評価について

1 平成21年度の実施に向けて

(1) 各学校において

各学校では、本報告書の内容に即した学校評価を平成21年度から実施することとなりますので、そのための準備を進めることが求められます。

各学校における学校評価を円滑に実施するためには、学校評価を担当する部署を明確にするとともに、見通しをもって計画的に学校評価を進められるよう、学校評価の年間計画を作成し、副校長や主幹教諭および学校評価担当者が、適切な進行管理を行うことが重要です。

(2) 教育委員会において

教育委員会は、学校における学校評価の実施について指導・助言を行い、円滑に実施できるようにすることが重要です。そのために、教務主任会等の機会をとらえて、各学校における進捗状況を確認したり、学校における実施上の課題を把握したりすることが必要です。その上で、課題に即した助言を適宜行い、各学校における学校評価の充実を積極的に支援することが重要です。

2 第三者評価の考え方について

(1) 第三者評価の定義

文部科学省は、「学校評価ガイドライン〔改訂〕（平成20年1月31日）」（以下、「ガイドライン」という。）において、学校評価の実施手法を整理しています。

このガイドラインには、「自己評価」「学校関係者評価」と並んで、「第三者評価」が位置付けられています。「第三者評価」とは、「学校と直接関係を有しない専門家等による客観的な評価」とし、保護者等を含めない第三者による評価として、「学校関係者評価」とは区別して示されています。

(2) 第三者評価の考え方

文部科学省は、ガイドラインにおいて、第三者評価を活用した学校評価の在り方については、今後更に検討を深めることとしています。

学校経営や学校運営の改善を図るための評価は、学校の自己評価および学校関係者評価が中心となります。学校と学校関係者が、学校における教育活動の具体的な状況を十分に踏まえて行う評価により、PDCAサイクルに即した学校経営、学校運営が実現できるようにすることを目指すことが重要です。

その一方で、学校に直接かかわりをもたない専門家等が、学校の自己評価および学校関係者評価の結果等を資料として、学校経営、学校運営の状況等について専門的、客観的な立場から評価を行うことは、学校評価の透明性・客観性を一層高める上で効果的であると考えられます。

しかし、第三者評価の実施にあたっては、学校の自己評価、学校関係者評価との関係の整理、実施方法、実施形態、評価者の選定等、十分な検討が必要となります。

青梅市においても、今後、文部科学省や先進地域の研究成果等を注視しながら、第三者評価の実施の必要性、実施方法等を含めて研究を進めていく必要があります。